（二十三）	（略）	（略）
（二十四）	クロロホルム（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	（略）
（二十五）	（略）	（略）
（二十六）	（略）	（略）
（二十七）	（略）	（略）

一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一・二　（略）	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	三　クロロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
三～七　（略）	四　頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	三～五　（略）
	（削る）	
	五　（略）	

（十八）	（略）	（略）
（十九）	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　クロロホルム 二　四塩化炭素 三　一・四―ジオキサン 四　一・二―ジクロロエタン 五　一・一・二・二―テトラクロロエタン 六　前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	（略）
（二十）	（略）	（略）
（二十一）	（略）	（略）
（二十二）	（略）	（略）

一　業務の経歴の調査	一・二　（略）	一　業務の経歴の調査
（新設）	三　クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロエタン又は一・一・二・二―テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	（新設）
二～六　（略）	四　頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	二～四　（略）
	五　尿中の蛋白の有無の検査	
	六　（略）	

	（略）	一　（略）
		（新設）
		二～五　（略）
		一　業務の経歴の調査